

事務局規則及び 給与規程の一部改正

奥州商工会議所

改正の事由を記載した書面

1. 事務局規則第3条（課・支所の設置）及び第4条（課・支所の事務分掌）、第5条（職員）、第6条（職責）の一部改正について

【変更理由】

職責の拡充による体制強化並びに効率的な業務運営を図るため。

(注)アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
(課・支所の設置) 第3条 事務局に次の課及び支所を置く。 (1)総務企画課 (2)地域振興課 (3)経営支援課 (4)江刺支所 (5)胆沢支所 (6)衣川支所 2 省略	(部・支所の設置) 第3条 事務局に次の部及び支所を置く。 (1)総務企画部 (2)地域振興部 (3)経営支援部 (4)江刺支所 (5)胆沢支所 (6)衣川支所 2 省略
(課・支所の分掌事務) 第4条 各課及び支所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)総務企画課 ①～⑰省略 (2)地域振興課 ①～⑩省略 (3)経営支援課 ①～⑨省略 以下省略	(部・支所の分掌事務) 第4条 各部及び支所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)総務企画部 ①～⑰省略 (2)地域振興部 ①～⑩省略 (3)経営支援部 ①～⑨省略 以下省略
(職員) 第5条 事務局に次の職員を置く。 (1)事務局長 2 必要に応じて事務局に次の職員を置くことができる。 (1)事務局次長 (2)課長・支所長 (3)支所課長・室長・主幹・課長補佐 (4)係長 (5)主任 (6)主事	(職員) 第5条 事務局に次の職員を置く。 (1)事務局長 2 必要に応じて事務局に次の職員を置くことができる。 (1)事務局次長 (2)部長・支所長 (3)課長・室長・課長補佐 (4)係長 (5)主任 (6)主事
(職責) 第6条 事務局長は、専務理事の命を受け、事務を統括する。 2 課長及び支所長は、事務局長の命を受け、事務を統括する。 3 課長補佐、係長、主任、主事は、当該課長の命を受け課長を補佐し、支所においては、支所課長、係長、主任、主事は支所長の命を受け支所長を補佐し相当の知識、経験を必要とする課・支所の業務を処理する。 4 事務局次長は、上司の命を受け命じられた業務を処理する。	(職責) 第6条 事務局長は、専務理事の命を受け、事務を統括する。 2 部長及び支所長は、事務局長の命を受け、事務を統括する。 3 課長、課長補佐、係長、主任、主事は、当該部長の命を受け部長を補佐し、支所においては、課長、課長補佐、係長、主任、主事は支所長の命を受け支所長を補佐し相当の知識、経験を必要とする部・支所の業務を処理する。 4 事務局次長、室長は、上司の命を受け命じられた業務を処理する。

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。

改正の事由を記載した書面

1. 給与規程第5条(給与表)及び第12条(役付手当)の一部改正について

【変更理由】

事務局規則の職責改正のため。

(注)アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
(給与表) 第5条 給与表は、別表1のとおりとする。 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給与表に定める職務の級に分類するものとし、基準となるべき標準的な職務の分類は、次に定めるとおりとする。 (1) 1級 主事 (2) 2級 主事 (3) 3級 主任 (4) 4級 係長 (5) 5級 支所課長・室長・主幹・課長補佐 (6) 6級 課長・支所長 (7) 7級 事務局次長 (8) 8級 事務局長 (役付手当) 第12条 管理又は監督の地位にある職員のうち、次に掲げる者に対しては、その職務の特殊性に基づき役職手当を支給する。ただし、当該職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、その役付手当は支給しない。 (1) 事務局長 11%以内 (2) 事務局次長 10%以内 (3) 課長・支所長 9%以内 (4) 支所課長 8%以内 (5) 室長・主幹 5%以内	(給与表) 第5条 給与表は、別表1のとおりとする。 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給与表に定める職務の級に分類するものとし、基準となるべき標準的な職務の分類は、次に定めるとおりとする。 (1) 1級 主事 (2) 2級 主事 (3) 3級 主任 (4) 4級 係長 (5) 5級 <u>課長・室長・課長補佐</u> (6) 6級 <u>部長・支所長</u> (7) 7級 事務局次長 (8) 8級 事務局長 (役付手当) 第12条 管理又は監督の地位にある職員のうち、次に掲げる者に対しては、その職務の特殊性に基づき役職手当を支給する。ただし、当該職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、その役付手当は支給しない。 (1) 事務局長 11%以内 (2) 事務局次長 10%以内 (3) <u>部長・支所長</u> 9%以内 (4) <u>課長</u> 8%以内 (5) <u>室長</u> 5%以内

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。